

湖西市
建設工事 総合評価落札方式
試行ガイドライン
(平成30年度適用版)

平成30年 4月

湖西市

目 次

第1章 総則

第1節 はじめに	1
第2節 沿革	2
第3節 総合評価落札方式の概要	3

第2章 試行方針

第1節 試行について	4
第2節 適用除外	4
第3節 処理手順	5

第3章 落札者決定基準

第1節 落札者の決定方法	6
第2節 評価項目の設定	6
第3節 配点の設定	6
第4節 評価項目（一覧）	7
第5節 評価項目（詳細）	8

第4章 その他留意事項

第1節 総合評価落札方式に係わる事項の公表等	22
第2節 不履行時の措置	22
第3節 不落随意契約への移行基準	22
第4節 本格的な総合評価落札方式の導入の検討	23
第5節 総合評価落札方式での事後審査型入札での実施の検討	23

第1章 総則

第1節 はじめに

公共工事の品質の確保と向上を目的とする「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）」が平成17年4月に施行された。

品確法では公共工事の品質は「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」と規定されている。

また、平成26年6月に品確法及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が改正され、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約締結（以下「ダンピング受注」という。）の防止が規定された。

以上のことから、入札価格のみで競争する価格競争方式から総合評価落札方式への転換が求められている。

湖西市では、平成21年4月の湖西市建設工事総合評価落札方式試行要領（以下「試行要領」という。）の制定以降、毎年試行を行ってきた。

また、平成27年3月には、これまでの試行結果と他の発注機関における実施状況を踏まえ、本ガイドラインを策定し、総合評価落札方式の本格導入に向けて、活用の促進と効率的かつ円滑に試行が行えるようにした。

本ガイドラインの内容は、今後も総合評価落札方式の試行結果を踏まえ、随時更新していく予定である。

第2節 沿革

平成21年3月 試行要領制定

平成25年3月 試行要領一部改正

<改正点>

- ・評価値算定方法の変更（入札価格が調査基準価格を下回った場合には、技術評価点を調査基準価格で除して評価値を算出するよう変更）

平成27年3月 ガイドライン策定

平成28年3月 ガイドライン一部改正

<主な改正点>

- ・工事ごとの継続教育の評価対象団体例示を追加
- ・災害協定に準じた活動実績を評価対象に追加
- ・若年技術者の雇用状況における評価対象の拡大（対象工事の主任技術者になり得る技術者 → 建設工事の主任技術者になり得る技術者）
- ・舗装工事の工事成績評定を“土木系の工事”の範囲に追加
- ・低入札価格調査を実施した工事状況における減点対象の考え方の変更
- ・不落随意契約への移行基準を追加

平成28年6月 ガイドライン一部改正

<主な改正点>

- ・若年技術者の雇用状況における評価対象資格の追加（解体工事施工技士）

平成29年3月 ガイドライン一部改正

<主な改正点>

- ・継続教育の取組状況を原則として設定する評価項目に変更
- ・特定JV入札時の評価項目毎の評価対象の明示
- ・とび・土工・コンクリート工事（建築物の解体工事を除く。）の工事成績評定を“土木系の工事”の範囲に追加
- ・現場代理人の資格の適用条件の変更
- ・若年技術者の雇用状況における評価対象資格の追加（基礎施工士）
- ・総合評価落札方式を極力活用する対象の拡大（設計金額5,000万円以上の建築一式工事と解体工事の追加）
- ・総合評価落札方式の本格導入の検討結果の追加
- ・事後審査型での総合評価一般競争入札の実施の検討結果の追加

平成30年3月 ガイドライン一部改正

<主な改正点>

- ・現場代理人の資格の適用条件の変更
- ・品質・環境マネジメントシステムにおける評価条件の追加

平成30年4月 ガイドライン一部改正

<主な改正点>

- ・若年技術者の雇用状況における評価対象資格の追加（登録基幹技能者）

第3節 総合評価落札方式の概要

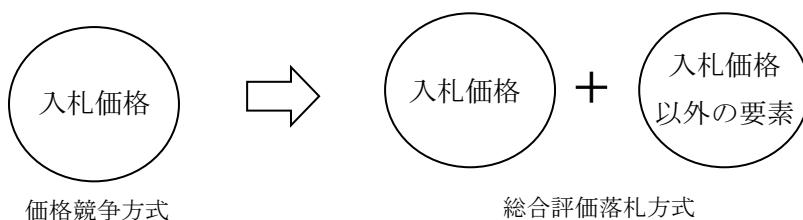
1. 総合評価落札方式とは

入札価格のみの競争ではなく、入札価格と入札価格以外の要素（入札参加者の実績、技術的な提案等）を総合的に評価し、入札価格と入札価格以外の要素の両面からみて最も優れた条件を示した者を落札者とする方式である。

従って、必ずしも最も安い価格で入札した者が落札者となるとは限らず、入札価格以外の要素に高い評価を受けた者が落札者となることも有り得る。

<地方自治法施行令第167条の10の2（抜粋）>

価格その他の条件が当該普通公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。



2. 総合評価落札方式のタイプ

総合評価落札方式のタイプは、概ね以下のとおりとされている。

- (1) 「入札価格」と「工事の実績、工事成績、資格等に基づく技術力」を評価するタイプ
- (2) 「入札価格」と「『簡易な施工計画』及び工事の実績、工事成績、資格等に基づく技術力」を評価するタイプ
- (3) 「入札価格」と「『技術的な提案』及び工事の実績、工事成績、資格等に基づく技術力」を評価するタイプ

3. 価格競争方式との入札関係事務の違い

- (1) 入札公告、入札通知等の実施に当たり、あらかじめ落札者決定基準を決定する必要があること
- (2) 地方自治法施行令第167条の10の2の規定により、2人以上の学識経験者に意見を聞くことが必要であること

4. 学識経験者への意見聴取

地方自治法施行令の規定により、以下の時点で意見聴取を行う。

- (1) 落札者決定基準を定めようとするとき
- (2) 落札者の決定にあたり、改めて意見を聞く必要があるとの意見が述べられたときは、当該落札者を決定しようとするとき

第2章 試行方針

第1節 湖西市での試行について

1. 本ガイドラインの適用期間

平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日）に入札公告または指名通知を実施する案件に適用する。

2. 対象工事の選定

総合評価落札方式の試行を適用する工事は、設計金額1,000万円以上の工事のうち、発注担当課が選定するものとする。

なお、設計金額5,000万円以上の土木一式工事、舗装工事、建築一式工事または解体工事については、極力、総合評価落札方式を適用するものとする。

3. タイプ選定

国土交通省策定の地方公共団体向け総合評価実施マニュアル（平成19年3月策定。平成20年3月最終改訂）によると、市区町村において活用が期待されるタイプとして、前章第2節の2における（1）と（2）があげられている。

平成30年度における湖西市での試行は、（1）を選択し、試行を行う。

なお、このタイプに関しては、「簡易型II」と称する。

4. 学識経験者への意見聴取

地方自治法施行令の規定による「学識経験を有する者への意見聴取」については、静岡県が設置している静岡県総合評価審査委員会に諮り意見聴取を行うものとする。

5. 入札の実施方式

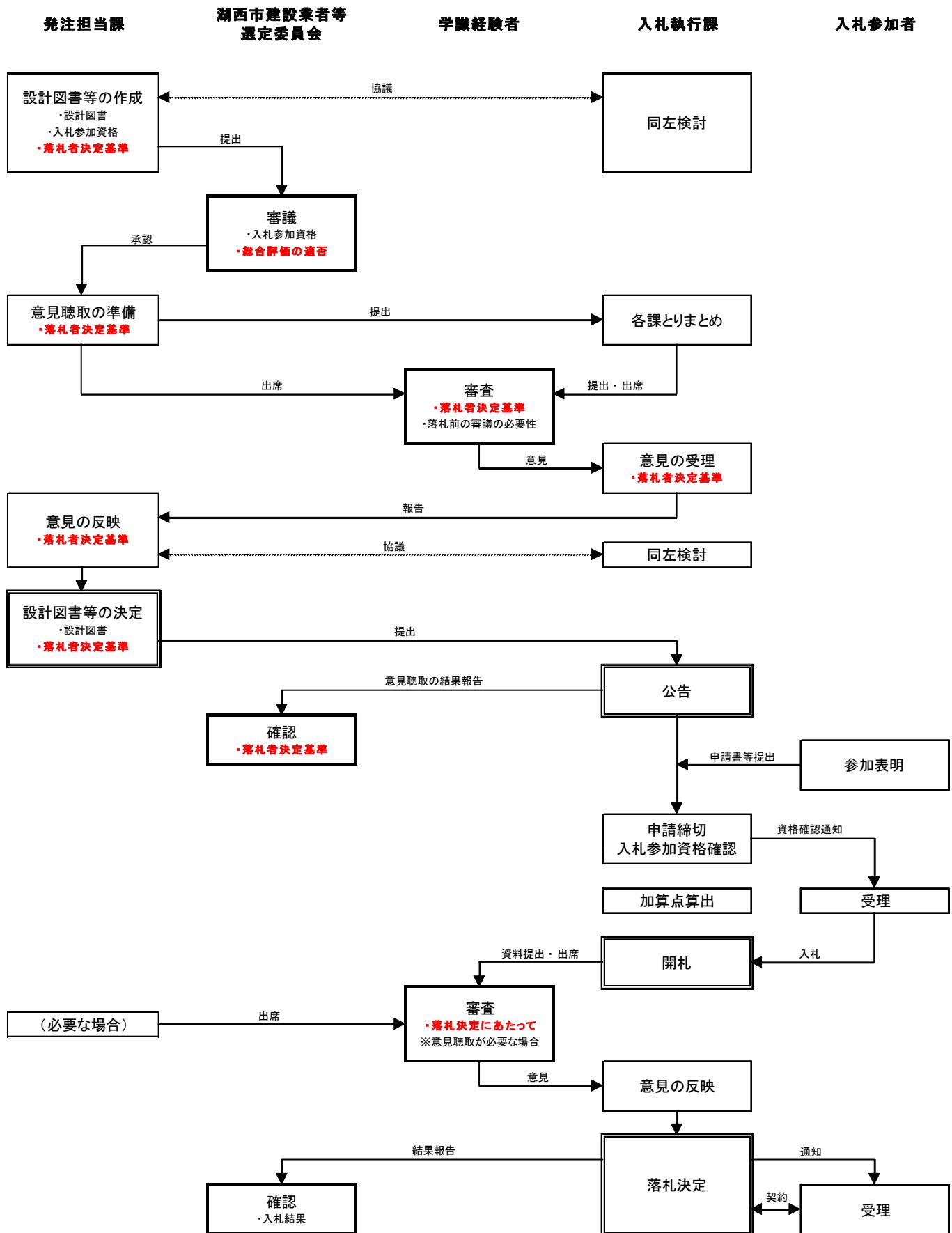
一般競争入札で総合評価落札方式を適用する場合は、「事後審査型」の制限付一般競争入札ではなく、入札前に入札参加資格の審査を行う「入札前審査型」の制限付一般競争入札を採用する。

第2節 適用除外

大規模事業等で総合評価落札方式を活用する場合においては、本ガイドラインの規定にかかわらず、特別な落札者決定基準を定めることができる。

ただし、あらかじめ当該工事で総合評価落札方式の活用するための実施要領等を制定するものとする。

第3節 处理手順



第3章 落札者決定基準

第1節 落札者の決定方法（評価値の算出方法）

湖西市では評価値を算出するにあたっては、「除算方式」を用いている。（試行要領第7条）

除算方式とは、価格以外の要素に応じて点数化される「技術評価点」を「入札価格」で除するものであり、特徴※として、Value for money（バリューフォーマネー）の考え方によるものであり、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格あたりの工事品質を表す指標とされている。

※公共工事における総合評価方式活用ガイドラインより

＜評価値の算出方法＞

- ① 入札参加資格があると認められるものに標準点100点を付与する。
- ② 入札公告で掲げる評価基準に基づき、加算点を与える。なお、加算点は小数点以下2位止め（3位を四捨五入）とする。
- ③ 得られた標準点と加算点の合計を、当該入札参加者の入札価格で除して算出した評価値を用いて行う。求められる評価値は小数第4位（5位四捨五入）とする。なお、評価値の比較を行うため、便宜上1,000,000を乗ずる。
- ④ 入札価格が調査基準価格を下回った場合は、調査基準価格を評価値算定上の入札価格として、評価値を算出する。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{価 格}} = \frac{\text{標準点(100) + 加算点()}}{\text{入札価格}} \times 1,000,000$$

- ⑤ 予定価格の制限範囲内である者のうち、評価値が最も高い者を落札者とする。
- ⑥ 評価値が最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

第2節 評価項目の設定

評価項目は、本章第4節及び第5節に示す評価項目から設定することを原則とする。

ただし、対象工事の内容に応じて評価項目を追加できるほか、原則設定しなければならない評価項目であっても、適正な評価が困難な項目などについては、削除できるものとする。

第3節 加算点の設定

加算点についても、本章第4節及び第5節に示す配点を原則とするが、対象工事の内容に応じて変更することができる。

第4節 評価項目（一覧）

	評価項目	判断基準	配点	最大	摘要	
企業の能力	平成 20 年 4 月以降の施工実績	同種工事の実績あり	1.0	1.0	原則として過去 10 年間の工事を評価対象とする。 【JV 対象：代表構成員】	
		類似工事の実績あり	0.5			
		なし	0.0			
	過去 5 か年度における湖西市での工事成績評定の平均点 入れ参加者の評価対象となる工事件数が 1 件の場合、加算点に 0.5 を乗ずる。	全体平均点 +3 点以上	3.0	3.0		
		全体平均点 +2 点以上～+3 点未満	2.0			
		全体平均点 +1 点以上～+2 点未満	1.0			
		全体平均点 -1 点以上～+1 点未満	0.0			
		全体平均点 -4 点以上～-1 点未満	-1.0			
		65 点以上～全体平均点 -4 点未満 (64 点以下の実績が 1 件以上ある場合)	-2.0			
		(成績評定の対象となる実績が無い場合)	-3.0			
	品質・環境マネジメントシステムの取組状況	ISO9001 の認証あり	0.5	0.5	建設業に関する認証取得を対象とする。 【JV 対象：代表 及び その他構成員】	
		なし	0.0			
		ISO14001 又はエコアクション 21 の認証あり	0.5	0.5		
		なし	0.0			
技術者等の能力	技術者資格 (主任・監理技術者)	指定する資格を取得している	2.0	2.0	当該工事の業種に応じて評価する資格を設定する。 例：推進工事技士、舗装施工管理技術者等 【JV 対象：代表構成員】	
		(必要に応じて設定)	(1.5) (1.0) (0.5)			
		その他	0.0			
	平成 20 年 4 月以降の施工経験 (主任・監理技術者)	同種工事の経験あり	2.0	2.0		
		類似工事の経験あり	1.0			
		なし	0.0			
	平成 28 年度以降の静岡県からの表彰状況 (主任・監理技術者)	優良技術者又は優良工事への従事経験者	0.5	0.5	入札参加資格に「湖西市格付け A ランク」という制限をかける場合に設定する。 優良工事への従事経験者とは、優良工事に主任・監理技術者として従事した者。 【JV 対象：代表 及び その他構成員】	
		なし	0.0			
		その他	0.0			
	継続教育の取組状況 (主任・監理技術者)	年間推奨単位以上を取得している	0.5	0.5	当該工事に関連する団体の継続教育を評価するものとし、評価対象期間は平成 28 年度又は平成 29 年度とする。 【JV 対象：代表 及び その他構成員】	
		なし	0.0			
		その他	0.0			
社会性・信頼性	若年技術者の配置 (主任・監理技術者)	公告日の時点で 40 歳未満である	0.5	0.5	【JV 対象：その他構成員】	
		その他	0.0			
		現場代理人の資格 主任・監理技術者が兼ねる場合は、評価しない	2.0			
		対象工事の監理技術者になり得る	1.0	2.0	設計金額が 6,000 万円以上（建築一式工事にあっては、1 億 2,000 万円以上）である場合に設定する。 【JV 対象：代表構成員】	
		対象工事の主任技術者になり得る	1.0			
		その他	0.0			
	企業の地理的条件	市内業者（湖西市内に主たる営業所あり）	2.0	2.0	入札参加資格が市内業者のみの場合は設定しない。市内業者又は準市内業者のみの場合は、市内業者に対して 1.0 点加算。 【JV 対象：代表 及び その他構成員】	
		準市内業者（湖西市内に営業所あり）	1.0			
		その他	0.0			
	湖西市との災害協定等 ・協定の締結状況 ・活動実績の状況 ・建設機械の保有状況	災害協定の締結あり	1.0	2.0	活動実績ありとは、平成 25 年度以降に実施した災害協定に基づく活動実績または災害協定に準じた活動実績とする。 建設機械は、直近の総合評定値通知書の数値にて判断する。 【JV 対象：代表 及び その他構成員】	
		活動実績あり	+0.5			
		建設機械 3 台以上所有あり	+0.5			
		災害協定の締結なし	0.0			
社会性・信頼性	過去 1 年間の指名停止措置の状況	指名停止あり	-1.0	0.0	平成 29 年 4 月以降の湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領に基づく措置状況でマイナス評価する。 【JV 対象：代表 及び その他構成員】	
		文書注意又は口頭注意あり	-0.5			
		その他	0.0			
	若年技術者の雇用状況	公告日の時点で 35 歳未満の技術者雇用あり	0.5	0.5	建設工事の主任技術者になり得る資格を有すること。（ただし、実務経験による資格者は評価しない。） 【JV 対象：その他構成員】	
		なし	0.0			
		その他	0.0			
	市内でのボランティア活動	活動実績あり (H29.4.1～H30.3.31)	0.5	0.5	湖西市内における道路、河川等の公共施設に係る美化活動や森林、海岸等で地域や行政との協働で実施する環境の保全活動 【JV 対象：代表 及び その他構成員】	
		なし	0.0			
	低入札価格調査を実施した建設工事の状況	全体平均点未満の工事実績あり	-0.5	0.0	平成 29 年度の検査を合格した低入札価格調査対象工事で、当該年度の全体平均点未満がある場合にマイナス評価する。 【JV 対象：代表 及び その他構成員】	
		なし	0.0			
計				最大 17.5	原則 13.0～17.5 点の間となる。 換算は行わない。	

第5節 評価項目（詳細）

1. 企業の能力－過去10年間における施工実績

評価項目		配点	最大得点
平成20年4月1日以降の施工実績	同種工事の実績あり	1.0	1.0
	類似工事の実績あり	0.5	
	なし	0.0	

【評価する理由】

受注者が対象工事と同種工事又は類似工事実績を保有している場合、施工の確実性や品質の向上が期待できるため、評価項目として設定する。

【設定条件】

原則設定する。

【特定JV入札時の評価対象】

代表構成員が有している同種工事または類似工事の施工実績を評価する。

【注意事項】

同種工事及び類似工事の内容の設定は、以下に留意して発注担当課が行うものとする。

- ① 入札参加資格等を考慮し、適切に設定すること。
- ② 類似工事については、原則設定すること。
- ③ 対象工事の内容以上のものを評価対象としないこと。
- ④ 過去10年間における工事（平成20年4月1日以降に元請として受注し、工事完了に至った工事）を評価対象とすることを原則とするが、必要に応じて変更することができる。

＜参考＞

- ・特殊な工事であり、10年以上前の実績であっても、有効と判断できるもの
⇒過去15年間を評価対象として設定する 等
- ・10年以内の実績であっても、制度改正等により有効と判断できないもの
⇒過去5年間を評価対象として設定する 等
- ⑤ 公共工事（国、特殊法人等または地方公共団体の機関が発注する建設工事）を評価対象とすることを原則とするが、必要に応じて公共工事以外についても、評価対象とすることができます。
- ⑥ 入札参加者全員が統一的な見解が持てるよう、必要に応じて補助的な公告資料を用意すること。
- ⑦ JV工事（特定・経常）による実績は、出資比率20%以上であれば評価の対象とする。

2. 企業の能力 – 過去5年間の湖西市発注工事の工事成績評定

評価項目	配点	最大得点
過去5年間の湖西市における工事成績評定の平均点	全体平均点+3点以上	3.0
	全体平均点+2点以上～+3点未満	2.0
	全体平均点+1点以上～+2点未満	1.0
	全体平均点-1点以上～+1点未満	0.0
	全体平均点-4点以上～-1点未満	-1.0
	65点以上～全体平均点-4点未満	-2.0
	(64点以下の実績が1件以上ある場合)	-3.0
	(評価対象となる工事が無い場合)	0.0

【評価する理由】

受注者の過去の工事成績評定は、施工の確実性・品質に関わる。また、工事成績を評価項目に加えることによって、他の工事での品質向上が期待できる。

以上のことから、評価項目として設定する。

【設定条件】

原則設定する。

【特定JV入札時の評価対象】

代表構成員及びその他構成員の工事成績評定を評価対象とする。

(代表構成員とその他構成員が受注した工事を入札参加者の工事成績とし、成績評定の合計を当該入札参加者の受注件数で除して平均点を算出する。)

【注意事項】

- ① 湖西市発注の建設工事のうち、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの間に完成検査に合格したものを対象とする。
- ② 全体平均点及び入札参加者の評定点は、①の工事を対象として算出する。(小数点以下、四捨五入。)
- ③ ②にかかわらず、対象工事が土木系の工事（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は舗装工事をいう。）に該当する場合は、①の工事を次のとおり分類し、対象工事と同じ分類の工事を対象として算出する。
 - ・土木一式工事（水道工事及び下水道工事を除く。）、とび・土工・コンクリート工事（建築物の解体工事を除く。）並びに舗装工事
 - ・土木一式工事（水道工事に限る。）
 - ・土木一式工事（下水道工事に限る。）

- ④ 64点以下の実績（粗雑工事）が1件以上ある場合は、加算点を-3点とする。
- ⑤ 対象となる工事が無い場合は、加算点を0点とする。
- ⑥ ④の場合を除き、評価対象となる工事の件数が1件のみの入札参加者の加算点については、本評価項目の加算点に0.5を乗ずる。

3. 企業の能力 – 品質・環境マネジメントシステムの取組状況

評価項目		配点	最大得点
品質マネジメントシステムの取組状況	I S O 9001 の認証取得あり	0.5	1.0
	その他	0.0	
環境マネジメントシステムの取組状況	I S O 14001 又はエコアクション21の認証取得あり	0.5	1.0
	その他	0.0	

【評価する理由】

公共工事を施工する建設業者による品質管理の取組は、公共工事の適正な施工の確保に関わるものとされているため、評価項目とする。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律の目的に則り、環境マネジメントに関しても評価項目とする。

<参考> I S O、その他マネジメントシステムの概要

ISO (国際規格)	ISO 9001	(品質マネジメントシステム) 顧客に品質のよいモノやサービスを提供すること。 ⇒「顧客満足」を目的にしたマネジメントシステム
	ISO 14001	(環境マネジメントシステム) 会社を取り巻く地域の方々（利害関係者）のために環境に悪影響を与えないようにすること。 ⇒「環境保全」を目的にしたマネジメントシステム
	ISO 27001	(情報セキュリティマネジメントシステム) 情報の漏えいを防ぐことを目的にしたマネジメントシステム
その他 マネジメントシ ステム	OHSAS 18001	(労働安全マネジメントシステム) 従業員が安全な労働環境の下で働くようにすることを目的にしたマネジメントシステム
	Pマーク	(プライバシーマーク) 個人情報の保護を目的にしたマネジメントシステム
	エコアクション21	(環境マネジメントシステム) 事業は製品・サービスを含む全ての事業活動の中に、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の取り組みを行うことが求められているが、全ての事業者が、環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に環境省が策定したガイドライン

【設定条件】

原則設定する。

【特定JV入札時の評価対象】

代表構成員又はその他構成員のいずれかが認証取得している場合に評価する。

【注意事項】

- ① 契約事業所が認証取得していない場合であっても、主たる営業所が認証取得している場合は、評価する。
- ② 建設工事に関する認証取得であること。
- ③ 認証を証明する書類が提出できること。

4. 技術者の能力 – 保有資格（主任・監理技術者）

評価項目		配点	最大得点
配置技術者の保有資格	入札公告にて指定する資格を保有	2.0	2.0
	(必要に応じて設定)	(1.5) (1.0) (0.5)	
	なし	0.0	

【評価する理由】

主任・監理技術者が有する資格は、対象工事の品質に関わるため、評価項目とする。

※ 主任・監理技術者 … 建設業法第26条の規定により受注者が配置しなければならない主任技術者又は監理技術者をいう。

(抜粋) : 「当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であり、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を担っている者である。」

【設定条件】

原則設定する。

【特定JV入札時の評価対象】

代表構成員が配置を予定している技術者が保有している資格に応じて評価する。

【注意事項】

評価の対象となる資格の内容の設定は、以下に留意して発注担当課が行うものとする。

- ① 入札参加資格等を考慮し、適切に設定すること。
- ② 舗装工を含む道路工事には、舗装施工管理技術者（1級・2級）を評価する。

- ③ 推進工を含む下水道工事には、推進工事技士を評価する。
- ④ 対象工事に特化した資格が見受けられない場合は、対象工事の監理技術者になり得る資格を有しているか否かを評価する。また、入札参加資格で、監理技術者有資格者の配置を義務付けている等、評価する資格が全く無い場合は、評価項目から除くことができる。
- ⑤ 複数の資格を評価することができる。(例: ②及び④等) ただし、この評価項目での配点が 2 点を超過するがないようにすること。

5. 技術者の能力 – 過去 10 年間における施工経験（主任・監理技術者）

評価項目		配点	最大得点
平成 20 年 4 月 1 日以降の施工経験	同種工事の経験あり	2.0	2.0
	類似工事の経験あり	1.0	
	なし	0.0	

【評価する理由】

技術者が同種工事又は類似工事の経験者である場合、施工の確実性や品質の向上が期待できるため、評価項目とする。

なお、対象工事に実際に配置される技術者の経験は、企業としての実績と比べて工事の品質確保に寄与する効果が高いと考えられるため、加算点を 2 倍とする。

【設定条件】

原則設定する。

【特定 J V 入札時の評価対象】

代表構成員が配置を予定している技術者が有している同種工事または類似工事の施工経験を評価する。

【注意事項】

- ① 施工経験は、主任技術者、監理技術者又は現場代理人として従事したものとし、工期の全期間に渡って配置された場合に限り、評価の対象とする。
- ② 同種工事及び類似工事の内容の設定は、「1. 企業の能力 – 過去 10 年間における施工実績」での注意事項と同様の内容に留意して発注担当課が行うものとする。

6. 技術者の能力 – 過去 2 年間における表彰実績（主任・監理技術者）

評価項目		配点	最大得点
過去 2 年間にお	表彰実績あり	0.5	0.5

ける静岡県から の表彰実績	なし	0.0	
------------------	----	-----	--

【評価する理由】

主任・監理技術者に表彰実績がある場合、施工の確実性や品質の向上が期待できるため、評価項目とする。

【設定条件】

入札参加資格で、湖西市から総合数値 700 点以上（土木一式工事に限り 750 点以上）の格付を受けている者という制限のほか、これに準じた制限を設ける場合に設定する。

【特定 J V 入札時の評価対象】

代表構成員又はその他構成員のいずれかが配置を予定している技術者が表彰実績を有する場合に評価する。

【注意事項】

- ① 静岡県の交通基盤部、経営管理部又は企業局の実施しているもののうち、優良技術者としての表彰、又は優良工事として表彰された工事に主任技術者又は監理技術者として従事していた技術者を評価する。
- ② 平成 28 年度以降に表彰されたものを評価対象とする。

7. 技術者の能力 – 継続教育 (CPD・CPDS) の取組状況 (主任・監理技術者)

評価項目		配点	最大得点
継続教育の取組 状況	年間推奨 (目標) 単位以上	0.5	0.5
	その他	0.0	

【評価する理由】

資格取得後も施工技術等に関する学習を行っている技術者が配置される場合、品質の向上が期待できるため、評価項目とする。

【設定条件】

原則設定する。

【特定 J V 入札時の評価対象】

代表構成員又はその他構成員のいずれかが配置を予定している技術者が年間推奨単位以上を取得している場合に評価する。

【注意事項】

- ① 対象工事に関する団体の継続教育を評価する。(入札公告において、評価対象団体を明示する。)

<対象工事が土木一式工事(水道工事及び下水道工事を除く。)又は舗装工事の場合>

団体名	年間推奨(目標)単位
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット
(公社) 土木学会	50 単位
(公社) 日本技術士会	50 CPD時間

<対象工事が土木一式工事(水道工事又は下水道工事に限る。)の場合>

団体名	年間推奨(目標)単位
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20 ユニット
(公社) 土木学会	50 単位
(公社) 日本技術士会	50 CPD時間
(一社) 全国上下水道コンサルタント協会	50 単位

<対象工事が建築一式工事の場合>

団体名	年間推奨(目標)単位
建築CPD運営会議	12 認定時間
(公社) 日本技術士会	50 CPD時間

- ② 証明書の単位取得期間は、平成28年4月1日から平成30年3月31日までのうち、任意の1年間において、各団体設定の1年間の推奨(目標)単位以上を取得している場合を評価する。ただし、次のいずれかに該当する場合は評価の対象とならない。

- ・取得単位が1年間の推奨単位未満
- ・証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や、1年間に満たない場合
- ・証明書の単位取得期間が1年間であっても平成28年4月1日より前の日を含む場合
- ・証明書の単位取得期間が1年間であっても平成30年3月31日より後の日を含む場合
- ・取得単位が年度で証明される団体で、平成27年度又は平成30年度の証明の場合

8. 技術者の能力 – 若年技術者の配置(主任・監理技術者)

評価項目	配点	最大得点
配置技術者の状況 40歳未満の技術者である	0.5	0.5
その他	0.0	

【評価する理由】

品確法の目的に中長期的な担い手の確保が加わり(H26.6)、品確法に基づく発注関係事務の運用に関する指針(H27.1)に若年技術者の配置を必要に応じて評価することが規定されたことから、評価項目として設定する。

【設定条件】

原則設定する。

【特定JV入札時の評価対象】

その他構成員が配置を予定している技術者が若年技術者に該当する場合に評価する。

【注意事項】

以下に掲げる条件を全て満たす若年者を評価対象とする。

- ① 公告日の時点で40歳未満であること。
- ② 公告日の時点で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ③ 対象工事に主任技術者又は監理技術者として配置される技術者であること。

9. 技術者の能力 ー 現場代理人の保有資格（現場代理人）

評価項目		配点	最大得点
現場代理人の保有資格	対象工事の監理技術者になり得る技術者	2.0	2.0
	対象工事の主任技術者になり得る技術者	1.0	
	その他	0.0	

【評価する理由】

対象工事の主任・監理技術者になり得る資格を有している技術者（主任・監理技術者として配置される技術者と同一でないこと）が、対象工事の現場代理人として配置された場合、施工の確実性や品質の向上が期待できる。

さらに、経験の少ない若年技術者が、この評価項目を利用して経験を積むことができ、中長期的な担い手の育成及び確保の観点からも期待できる。

以上のことから、評価項目として設定する。

※ 現場代理人 … 受注者が配置しなければならない「契約の履行に関し、工事現場の運営、取締りを行うもの」である。（湖西市建設工事執行規則及び湖西市建設工事請負契約約款より）

【設定条件】

対象工事の設計金額が6,000万円以上（建築一式工事にあっては、1億2,000万円以上）の場合に設定する。

【特定JV入札時の評価対象】

代表構成員が配置を予定している現場代理人が保有する資格に応じて評価する。

【注意事項】

- ① 主任・監理技術者が現場代理人を兼務する場合、評価の対象とはしない。
- ② この評価項目で加算点を受けた受注者の建設工事において、工事現場への常駐不足等の状況を確認した場合は、「第4章第2節 不履行時の措置」に基づく措置を行う。

10. 社会性・信頼性－企業の地理的条件

評価項目		配点	最大得点
企業の地理的条件	市内業者	2.0	2.0
	準市内業者	1.0	
	その他	0.0	

【評価する理由】

受注者が、湖西市内に本店や支店を有している企業の場合、工事箇所（周辺含む。）の特性を理解することに関して、優位性が期待できる。

また、品確法において、社会資本の維持管理（災害対応を含む。）が適切に行えるよう、公共工事の担い手を育成・確保することが基本理念として、加えられた（H26.6）。

以上のことから、評価項目として設定する。

【設定条件】

入札参加資格に応じて設定する。

- ・入札参加要件が「市内業者に限る」場合は、設定しない。
- ・入札参加要件が「市内業者若しくは準市内業者に限る」場合は、市内業者に対して加算点（1.0点）を与え、準市内業者は加点しない。

【特定JV入札時の評価対象】

代表構成員又はその他構成員のいずれかが市内業者又は準市内業者である場合に評価する。

ただし、その他構成員の要件を市内業者とする場合にあっては、代表構成員のみを評価対象とする。

【注意事項】

なし。

11. 社会性・信頼性－湖西市との災害協定締結状況

評価項目		配点	最大得点
湖西市との災害協定	協定締結済み	活動実績及び建設機械あり	2.0
		活動実績あり	1.5

		建設機械あり	1.5	
		活動実績及び建設機械なし	1.0	
		締結なし	0.0	

【評価する理由】

災害協定の締結は、災害時における社会資本の維持に密接に関わることから、評価の対象とする。さらに、災害時における有効な体制の構築のため、過去の協定に基づく活動実績及び建設機械の保有状況を評価する。

【設定条件】

原則設定する。

【特定ＪＶ入札時の評価対象】

代表構成員又はその他構成員のいずれかを評価対象とし、この評価項目における配点が高い構成員の配点を付与する。

【注意事項】

- ① 災害協定は、公告日の時点で締結しているものを評価対象とする。
- ② 「活動実績あり」とは、以下に掲げる条件を全て満たす実績を評価対象とする。
 - ア. 災害協定に基づく活動実績又は災害協定に準じた活動実績であること。なお、災害協定に準じた活動実績とは、湖西市道路施設等復旧工事事務処理要領（平成 28 年湖西市告示第 96 号）第 3 条に規定する復旧工事をいう。
 - イ. 平成 25 年 4 月 1 日以降に実施した活動実績であること。
 - ウ. 活動内容等を証明することができる書面を提出できること。
- ③ 「建設機械あり」とは、以下に掲げる条件を全て満たす者とする。
 - ア. 直近の総合評定値通知書における「建設機械の所有及びリース台数」欄で「3 台」以上と表記されている者。
 - イ. 公告日の時点において、③のアの要件を満たしている者。

12. 社会性・信頼性 – 指名停止措置の状況

評価項目		配点	最大得点
過去 1 年間の指名停止措置の状況	指名停止あり	-1.0	0.0
	文書注意又は口頭注意あり	-0.5	(-1.0)
	その他	0.0	

【評価する理由】

湖西市工事請負契約等に係る指名停止等措置要領（平成 18 年湖西市告示第 101 号。以下「指名停止要領」という。）の規定による措置を過去 1 年以内に受けている者は、信頼性が

あるとは言い難いため、マイナス評価を実施する。

【設定条件】

原則設定する。

【特定JV入札時の評価対象】

代表構成員又はその他構成員のいずれかが指名停止等の措置を受けている場合にマイナス評価の対象とする。(この評価項目における配点が低い構成員の配点を付与する。)

【注意事項】

- ① 指名停止とは、指名停止要領第2条に基づく措置である。
- ② 文書注意及び口頭注意とは、指名停止要領第11条に基づく措置である。
- ③ 平成29年4月1日以降に措置を受けている場合をマイナス評価の対象とする。ただし、指名停止において平成29年4月1日以前に受けた措置であっても、指名停止期間に平成29年4月1日以降が含まれている場合は、マイナス評価の対象とする。
- ④ 解除された指名停止については、マイナス評価の対象としない。

13. 社会性・信頼性－若年技術者の雇用状況

評価項目		配点	最大得点
若年技術者の雇用状況	若年技術者（35歳未満）の雇用あり	0.5	0.5
	なし	0.0	

【評価する理由】

建設産業では、若年層入職数の減少が問題となっており、湖西市の建設業者においても、同様の状況が見受けられる。

また、建設業法に基づく経営事項審査の評価項目に若年技術者等の雇用状況が新たに加えられた。(H27.4)

以上のことから、評価項目として設定する。

【設定条件】

原則設定する。

【特定JV入札時の評価対象】

その他構成員が雇用している技術者を評価対象とする。

【注意事項】

以下に掲げる条件を全て満たす若年者を評価対象とする。

- ① 公告日の時点で35歳未満であること。
- ② 公告日の時点で3ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ③ 技術者とは、建設工事の主任技術者になり得る資格者とする。ただし、次のいずれかの資格保有者とする。(実務経験による資格又は取得後に実務経験を要する資格は認めない)

<建設業法「技術検定」関係資格>

1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別：土木、鋼構造物塗装又は薬液注入）、 1級建設機械施工技士、2級建設機械施工技士（第1種～第6種）、1級建築施工管理技士、 2級建築施工管理技士（種別：建築、躯体又は仕上げ）、1級電気工事施工管理技士、2級電 気工事施工管理技士、1級管工事施工管理技士、2級管工事施工管理技士、
--

<建築士法「建築士試験」関係資格>

一級建築士、二級建築士、木造建築士

<技術士法「技術士試験」関係資格>

(空欄は、選択科目等の内容指定がない場合を示す。)

技術士「建設部門（ ）」、技術士「総合技術監理部門（建設－ ）」、技術士「農業部門（農業土木）」、技術士「総合技術監理部門（農業－農業土木）」、技術士「電気電子部門（ ）」、 技術士「総合技術監理部門（電気電子－ ）」、技術士「機械部門（ ）」、技術士「総合技術監理部門（機械－ ）」、技術士「上下水道部門（ ）」、技術士「総合技術監理部門（上下水道－ ）」、技術士「水産部門（水産土木）」、技術士「総合技術監理部門（水産－水産土木）」、 技術士「森林部門（森林土木）」、技術士「総合技術監理部門（森林－森林土木）」、技術士「衛生工学部門（ ）」、技術士「総合技術監理部門（衛生工学－ ）」

<職業能力開発促進法「技能検定」関係資格>

(ただし、等級区分が1級又は単一等級であるものに限る。)

建築大工技能士、とび技能士、型枠施工技能士、コンクリート圧送施工技能士、ウェルポンメント施工技能士、ブロック建築技能士、石材施工技能士、コンクリート積みブロック施工技能士、建築板金技能士、かわらぶき技能士、スレート施工技能士、 冷凍空気調和機器施工技能士、配管（建築配管作業）技能士、タイル張り技能士、築炉技能士、れんが積み技能士、鉄工（製缶作業）技能士、鉄工（構造物鉄工作業）技能士、鉄筋施工（鉄筋組立作業及び鉄筋施工図作成作業）技能士、工場板金技能士、ガラス施工技能士、塗装技能士、路面表示施工技能士、防水施工技能士、畳製作技能士、内装仕上げ施工技能士、表装技能士、熱絶縁施工技能士、造園技能士、さく井技能士、建具製作技能士、カーテンウォール施工技能士、サッシ技能士
--

<建設業法「登録基幹技能者講習」関係資格>

登録電気工事基幹技能者、登録橋梁基幹技能者、登録造園基幹技能者、登録コンクリート圧送基幹技能者、登録防水基幹技能者、登録トンネル基幹技能者、登録建設塗装基幹技能者、登録左官基幹技能者、登録機械土工基幹技能者、登録海上起重基幹技能者、登録P C基幹技能者、登録鉄筋基幹技能者、登録圧接基幹技能者、登録型枠基幹技能者、登録配管基幹技能者、登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者、登録エクステリア基幹技能者、登録建築板金基幹技能者、登録外壁仕上基幹技能者、登録ダクト基幹技能者、登録保温保冷基幹技能者、登録グラウト基幹技能者、登録冷凍空調基幹技能者、登録運動施設基幹技能者、登録基礎工基幹技能者、登録タイル張り基幹技能者、登録標識・路面標示基幹技能者、登録消火設備基幹技能者、登録建築大工基幹技能者、登録硝子工事基幹技能者

<その他の資格>

第1種電気工事士、甲種消防設備士、乙種消防設備士、解体工事施工技士、基礎施工士

14. 社会性・信頼性 – 湖西市内におけるボランティアの活動状況

評価項目		配点	最大得点
過去1年間の市内でのボランティア活動状況	活動実績あり	0.5	0.5
	なし	0.0	

【設定理由】

地域社会へ貢献している企業は、より地域に精通しており、工事の円滑な進捗に繋がることが期待できるため、評価の対象とする。

【設定条件】

原則設定する。

【特定JV入札時の評価対象】

代表構成員又はその他構成員のいずれかが活動実績を有する場合に評価する。

【注意事項】

以下に掲げる条件を全て満たす活動を評価対象とする。

- ① 湖西市内で実施した活動であること。
- ② 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に行った活動であること。
- ③ 道路、河川、公園等の公共施設に係る美化活動や農地、森林、海岸等で地域や行政との協働で実施する環境の保全活動で、企業としての自発的な活動（協会等の

活動に参加したものを含む。) であること。

- ④ 活動内容等を証明することができる書面を提出できる活動であること。

15. 社会性・信頼性 － 低入札価格調査を実施した建設工事の状況

評価項目	配点	最大得点
過去 1 年間の低入札価格調査対象工事の成績 全体平均点未満の工事が 1 件以上あり	-0.5	0.0
その他	0.0	(-0.5)

【設定理由】

ダンピング受注の対策として、低入札調査価格の対象額で落札した建設工事において、工事成績評定の結果が優れない工事がある場合、マイナス評価を実施する。

【設定条件】

原則設定する。

【特定 J V 入札時の評価対象】

代表構成員又はその他構成員のいずれかが全体平均点未満の実績を有する場合にマイナス評価する。

【注意事項】

- ① 湖西市発注の建設工事のうち、平成 29 年度（平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日）に完成検査に合格したものを対象とする。
- ② 全体平均点は、①の工事成績評定点を平均した数値（小数点以下、四捨五入。）とする。
- ③ 入札参加者が、湖西市低入札取扱要領に定める調査基準価格未満で受注した建設工事のうち、②の全体平均点未満である実績がある場合、マイナス評価する。

第4章 その他留意事項

第1節 総合評価落札方式に係わる事項の公表等

1. 手続き開始時における明示

総合評価落札方式の活用にあたっては、公告文書または指名通知等にて次の事項を明示する。

- ・総合評価落札方式の適用の理由
- ・入札参加資格
- ・総合評価落札方式の落札者決定基準
- ・総合評価落札方式の方法及び落札者の決定方法
- ・技術提案等が履行できなかった場合の措置

2. 入札結果の公表

総合評価落札方式を適用した建設工事において落札者を決定した場合は、速やかに次の事項を公表する。

- ・入札参加者
- ・落札結果（各入札参加者の入札価格、技術評価点及び評価値）

第2節 不履行時の措置

履行確認の対象となった項目（前章第5節の9「現場代理人」）について不履行の場合に工事成績評定から以下の点を減点する。

対象項目	減点数
現場代理人	- 3

なお、意図的な不履行等がみられる場合は、指名停止要領に基づく措置を行うことがある。

第3節 不落随意契約への移行基準

再度の入札を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下であるときは、湖西市建設工事競争契約入札心得第19条に規定する手続に移行するものとする。

この場合において、再度の入札で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下で、最高評価値であった者を不落随意契約の相手方とする。

第4節 本格的な総合評価落札方式の導入の検討

現在、湖西市では、簡易型Ⅱのみによる試行を続けているが、第2章第1節の3に掲げたとおり、国土交通省が策定した地方公共団体向け総合評価実施マニュアルによると、市区町村における総合評価落札方式の実施については、簡易型Ⅱでの実施だけでなく、簡易な施工計画をも評価するタイプでの実施があげられている。

また、簡易型Ⅱは、過去の実績が評価に占める割合が大きいため、落札者の固定化に繋がりかねないとの指摘も一部でされている。

これらのことから、総合評価落札方式を本格的に導入するためには、対象工事の特性に応じて、「簡易型Ⅱ」とそれ以外の評価タイプを使い分けられるようになることが必要である。

しかしながら、「簡易な施工計画」等の技術的な資料の審査については、中立かつ公正な運用を確保する必要があり、このための体制を整備することは困難であることから、当面は、試行を続けるものとする。

第5節 総合評価落札方式での事後審査型入札での実施の検討

総合評価落札方式の事後審査型入札は、開札前に入札参加者から提出された加算点の自己採点結果と、入札価格を基に算出した暫定評価点で落札候補者を決定し、落札候補者に対して自己採点を証明する資料の提出を求め、評価値を確定させる方式であり、これにより、入札参加者及び湖西市双方の事務的負担の軽減が期待できる。

しかしながら、落札候補者の自己採点との間に相違がある場合には、別の入札参加者が落札候補者となることがあり得るため、当面、総合評価落札方式での事後審査型入札は実施しないものとする。